

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制度名	沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の軽減措置の延長															
税目	航空機燃料税															
要望の内容	<p>沖縄路線航空機（本土—那覇）に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例（全国に対して、1/2 の軽減）を、2年間延長する。</p> <p>平成 23 年度税制改正において、全国的に 3 年間の航空機燃料税の軽減措置が講じられ、これに合せ沖縄路線も拡充されたところ（沖縄路線は、現行の沖縄振興特別措置法の期限に合せ、平成 24 年 3 月 31 日までの 1 年間）。</p> <p>次期法制においても、現行法第 27 条同様、航空機燃料税の軽減措置を設ける方向で検討中。</p> <p>＜内閣府との共同要望＞</p> <p>【参考：平成 23 年度税制改正】</p> <table> <tr> <td>(全国)</td> <td>26,000 円/1kℓ</td> <td>→</td> <td>18,000 円/1kℓ</td> <td>(3 年間)</td> </tr> <tr> <td>(離島)</td> <td>19,500 円/1kℓ</td> <td>→</td> <td>13,500 円/1kℓ</td> <td>(3 年間)</td> </tr> <tr> <td>(沖縄)</td> <td>13,000 円/1kℓ</td> <td>→</td> <td>9,000 円/1kℓ</td> <td>(1 年間)</td> </tr> </table> <p>【関連法令】</p> <p>沖縄振興特別措置法第 27 条、航空機燃料税法第 11 条、租税特別措置法第 90 条の 8 の 2、租税特別措置法施行令第 50 条の 3、租税特別措置法施行規則第 39 条の 8</p>	(全国)	26,000 円/1kℓ	→	18,000 円/1kℓ	(3 年間)	(離島)	19,500 円/1kℓ	→	13,500 円/1kℓ	(3 年間)	(沖縄)	13,000 円/1kℓ	→	9,000 円/1kℓ	(1 年間)
(全国)	26,000 円/1kℓ	→	18,000 円/1kℓ	(3 年間)												
(離島)	19,500 円/1kℓ	→	13,500 円/1kℓ	(3 年間)												
(沖縄)	13,000 円/1kℓ	→	9,000 円/1kℓ	(1 年間)												

平年度の減収見込額
(制度自体の減収額)

一百万円
(▲11,000 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 沖縄の自立型経済の構築のため、重要な施策である観光の振興や国際物流拠点の形成に向け、航空機燃料税に係る軽減措置を設けることにより、本土からの観光客の安定的な確保及び国際物流拠点としての那覇空港の国際競争力の向上等を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 沖縄においては、本土から遠隔地にある上、広大な海域に多数の離島が存在することから、他県にはない高い交通コストが大きな負担となり、産業振興の大きな制約となっている。 このような状況の中、観光産業や物流は、沖縄の特性を活かし、沖縄経済をリードする産業に成長している。 沖縄への観光客の大半が利用し、物流面でも基幹的路線となっている沖縄路線について、航空機燃料税を軽減することにより、本土からの観光客の安定的な確保、国際物流拠点としての那覇空港の国際競争力強化等を通じた沖縄経済の活性化、雇用機会の創出を図るため、本措置の延長を行う必要がある。</p> <p>② 航空企業にとっても、固定的なコストの大幅負担軽減となり、改善途上にある経営基盤の安定化に資する効果が大きい。</p>								
今回の要望に関連する事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top; padding: 5px;">政策体系における政策目的の位置付け</td><td style="width: 80%; vertical-align: top; padding: 5px;">政策目標： 6 國際競争力、観光交流、広域・地域関連連携等の確保強化 施策目標： 20 観光立国を推進する。 24 航空交通ネットワークを強化する。</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">政策の達成目標</td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;">入域観光客数、観光収入の増加、那覇空港と本土空港を就航する路線数の維持・増加、</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">租税特別措置の適用又は延長期間</td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;">平成 24 年度から平成 25 年度までの 2 年間</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">同上の期間中の達成目標</td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入域観光客数：約 689 万人 ・ 観光収入：約 5,659 億円 <p style="margin-top: 5px;"><参考></p> <p style="margin-top: 5px;">次期法制の予定期限である平成 33 年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の 18%達成（対平成 22 年度実績比）を目指すもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入域観光客数：1,000 万人（平成 22 年度実績：572 万人） ・ 観光収入：1兆円（同上：4,033 億円） ・ 那覇空港と本土空港を就航する旅客便路線数：20 路線以上 ・ 那覇空港と本土空港を就航する貨物便路線数：3 路線維持 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標： 6 國際競争力、観光交流、広域・地域関連連携等の確保強化 施策目標： 20 観光立国を推進する。 24 航空交通ネットワークを強化する。	政策の達成目標	入域観光客数、観光収入の増加、那覇空港と本土空港を就航する路線数の維持・増加、	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 24 年度から平成 25 年度までの 2 年間	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入域観光客数：約 689 万人 ・ 観光収入：約 5,659 億円 <p style="margin-top: 5px;"><参考></p> <p style="margin-top: 5px;">次期法制の予定期限である平成 33 年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の 18%達成（対平成 22 年度実績比）を目指すもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入域観光客数：1,000 万人（平成 22 年度実績：572 万人） ・ 観光収入：1兆円（同上：4,033 億円） ・ 那覇空港と本土空港を就航する旅客便路線数：20 路線以上 ・ 那覇空港と本土空港を就航する貨物便路線数：3 路線維持
政策体系における政策目的の位置付け	政策目標： 6 國際競争力、観光交流、広域・地域関連連携等の確保強化 施策目標： 20 観光立国を推進する。 24 航空交通ネットワークを強化する。								
政策の達成目標	入域観光客数、観光収入の増加、那覇空港と本土空港を就航する路線数の維持・増加、								
租税特別措置の適用又は延長期間	平成 24 年度から平成 25 年度までの 2 年間								
同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入域観光客数：約 689 万人 ・ 観光収入：約 5,659 億円 <p style="margin-top: 5px;"><参考></p> <p style="margin-top: 5px;">次期法制の予定期限である平成 33 年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の 18%達成（対平成 22 年度実績比）を目指すもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入域観光客数：1,000 万人（平成 22 年度実績：572 万人） ・ 観光収入：1兆円（同上：4,033 億円） ・ 那覇空港と本土空港を就航する旅客便路線数：20 路線以上 ・ 那覇空港と本土空港を就航する貨物便路線数：3 路線維持 								

	政策目標の達成状況	平成 22 年度の実績 ・入域観光客数：572 万人 ・観光収入：4,033 億円 ・那覇空港と本土空港を就航する旅客便路線数：20 路線 ・那覇空港と本土空港を就航する貨物便路線数：3 路線
有効性	要望の措置の適用見込み	沖縄路線を就航する航空機にあまねく適用。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	沖縄路線を就航する航空機にあまねく適用されることから、航空会社の負担軽減に有効。 これにより、観光客数、貨物取扱量の増加が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	沖縄が本土から遠隔にあるという地理的事情を踏まえ、地元の産業振興、雇用創出等の観点から交通コスト低減のため、航空機輸送にインセンティブを付与することは妥当。 現行の沖縄振興特別措置法においても航空機燃料税の軽減は、規定されているところ。
これまでの租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績	那覇空港における航空機燃料税の軽減額 平成 20 年度：9,548 百万円 21 年度：9,059 百万円 22 年度：8,789 百万円
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	沖縄路線の安定的確保 交通コストの低減 航空企業の経営基盤の安定化
これまでの租税特別措置の適用実績	前回要望時の達成目標	入域観光客数、観光収入、那覇空港の国際貨物取扱量 20 万トン/年

	<p>前回要望時 からの達成度及び目標 に達してい ない場合の 理　　由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数：600 万人（22 年度目標）→572 万人（22 年度実績） ・観光客一人当たりの県内消費額：73,000 円（同上）→70,536 円（同上） ・観光収入：4,380 億円（同上）→4,033 億円（同上） ※平成 22 年度目標は、「平成 22 年度ビジットおきなわ計画（平成 22 年 3 月沖縄県策定）」より。 ・那覇空港の国際貨物取扱量：20 万トン（同上）→16.7 万トン（同上） <p>平成 20 年度には入域観光客数は、593 人と過去最高を記録（平成 20 年ベースでは初めて 600 万人を突破）。その後、世界同時不況等の影響により落ち込みをみせたものの、22 年には回復。しかし、本年 3 月に発生した東日本大震災の影響により、入域観光客数は落ち込み。</p>
	<p>これまでの 要　望　経　緯</p>	<p>平成 9 年度：制度創設（本則の 3/5 に軽減） 平成 11 年度：拡充（本則の 1/2 に軽減） 平成 14 年度：5 年間の延長（平成 18 年度末まで） 平成 19 年度：5 年間の延長（平成 24 年度末まで） 平成 22 年度：拡充（貨物機を対象に追加） 平成 23 年度：拡充（13,000 円/1kℓ→9,000 円/1kℓ）</p>